報告第1号

摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり 専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日提出

摂津市長 森 山 一 正

専 決 第 1 号

摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年3月31日専決

摂津市長 森 山 一 正

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなった ため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

摂津市税条例の一部を改正する条例

摂津市税条例(平成16年摂津市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第40条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第47条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第105条第1項及び第5項並びに第108条第1項中「第34号の2の5様式」 の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第10条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第12条第1項中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改め、同条第2項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32

項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第12条の2第3項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14 項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21 項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22 項第1号 に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条 第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第 15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を 「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2 号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第 26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附 則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第 12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に 改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項 第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第 15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号 口」を「附則第15条第25項第2号口」に改め、同条第16項中「附則第15条第 26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附 則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第 18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に 改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項 第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第 28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32 項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」 に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改 め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、 同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条 第27項中「附則第64条」を「附則第15条の9の3第1項」に、「0」を「3分 の1」に改める。

附則第13条第13項を同条第14項とし、同条第12項各号列記以外の部分及び

第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第 13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第35条を削り、附則第34条の2を附則第35条とする。

附則第36条第3項を削る。

附則第36条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条の表第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年

4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条の表第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第37条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第40条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、改正後の摂津市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の の摂津市税条例附則第35条及び第36条第3項に規定する三輪以上の軽自動車に 対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第36条の2の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前 の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税 については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を 改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 の前日までの間における新条例附則第12条第2項の規定の適用については、同項 中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。